

令和5年12月18日

第6回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第6回総会議事録

1. 日 時 令和5年12月18日(月)午後2時30分
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール3階「あぶくま」
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員
1番 栗原 武弘 2番 佐藤 國夫 3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二 5番 中村 謙一 6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子 8番 浪岡 真澄 9番 曳地 正人
10番 油井 妙子 11番 菅野 秀夫 13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳 15番 安齋 昭通 16番 尾形 寅昭
17番 古関 恵子 18番 柴田 徳男 19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕 21番 半澤 幹夫 22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一 24番 玉根 吉光
5. 欠席の委員 12番 菅野 善晴
6. 事務局の出席者
事務局長 堀江 清一
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 会計年度任用職員 渡辺 久美子
農地係長 阿部 三起夫 主 査 氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 12番 菅野善晴委員より欠席の旨、届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第6回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

7番：山岸由美子委員、19番：武田勇夫委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日午後4時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日午後4時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(83件)】

合計83件、令和5年12月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転8件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件、計12件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 栗原委員(発言を許可する。)

1番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、申請地を所有権移転し花木を栽培する案件です。整理番号2番ですが、譲渡人が高齢のため耕作が難しく、以前から譲受人が耕作しており、今回所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろ

しくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番 議長6番（発言を求める。）
議長 野崎委員（発言を許可する。）
6番 整理番号3番について説明いたします。整理番号3番ですが、譲渡人が相続した土地ですが数年前から保全管理をしている農地で、譲受人の農地が隣にあり、賃借権設定し経営規模の拡大をする案件です。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号4番、整理番号4番から3ページ7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番 議長11番（発言を求める。）
議長 菅野委員（発言を許可する。）
11番 整理番号4番から7番について説明いたします。整理番号4番ですが、さつまいもを栽培し経営規模を拡大する案件です。整理番号5番ですが、譲受人は譲渡人の妹で、自家消費栽培のため所有権移転する案件です。整理番号6番、7番ですが、譲渡人と譲受人の自作地相互の交換の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号5番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番 議長15番（発言を求める。）
議長 安齋委員（発言を許可する。）
15番 整理番号8番、9番について説明いたします。2件とも譲渡人は農業をする意思がなく、整理番号8番は、自作地続きで耕作利便のため、整理番号9番は、経営規模の拡大のため使用賃借権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号7番、整理番号10番から4ページ12番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番 議長22番（発言を求める。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 整理番号10番から12番について説明いたします。整理番号10番、11番ですが、譲渡人は県外在住で今まで保安全管理をしていましたが、高齢になり通うことが難しくなったため、今回無償で贈与する案件です。整理番号10番の譲受人は、水稻を広く耕作しており、経営規模の拡大の案件です。整理番号11番の譲受人は、野菜類を栽培しており、経営規模の拡大の案件です。整理番号12番ですが、譲渡人は県外在住で、これまでは譲渡人の兄が所有し管理をしていましたが、兄が亡くなり譲渡人が相続したが管理ができないため、知り合いの譲受人に所有権移転する案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から12番までの12件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件、計5件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 栗原委員（発言を許可する。）

1番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、譲渡人の孫が分家住宅を建てるものです。整理番号2番ですが、道路法面の修復工事のため仮設事務所を設置する一時転用の案件です。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 野崎委員（発言を許可する。）

6番 整理番号3番について説明いたします。市の都市計画のため数年前から計画がありました。

譲受人により、宅地分譲地として138区画の予定です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号4番について説明いたします。宅地に挟まれた保安全管理をしている土地で、特定建築条件付き土地敷地のため転用するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
私から質問ですが、特定建築条件付き土地敷地の内容を教えてください。
事務局、お願いします。

農地係長 特定建築条件付き土地敷地ですが、土地を造成し、土地を購入する者と建物を建てる方が契約をし、建物を建てることです。購入者が決まらなかった区画は土地購入者の責任において自ら建物を建てて売り渡す条件がつきます。

議長 宅地販売ではなく、必ず建物を建ててくださいということですね。

農地係長 はい。

議長 その他ございませんか。ないようでございます。

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号5番について説明いたします。譲渡人の妹夫婦が分家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和

27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号1番について説明いたします。以前は果樹栽培をしていましたが、鳥獣被害のため耕作が放棄され、現地調査の結果、山林化していると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号2番について説明いたします。鳥獣被害及び高齢のため耕作ができなくなり、現地調査の結果、山林化していると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の7ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が7件、29,739㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

8ページ、区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

9番 議長9番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

9番 整理番号1番について説明いたします。借受人は新規就農で、農地中間管理機構を通し申請

地を借りて、花卉の栽培をする案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号2番、3番について説明いたします。整理番号2番ですが、継続のための再設定で、耕作されており問題ありません。整理番号3番ですが、貸付人は果樹専業にするため、申請地の借受人を探していたところ、借受人が水稻を栽培する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号4番から9ページ5番の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号4番、5番について説明いたします。2つの案件は農地中間管理事業での新規就農です。借受人の2人は大学を卒業後、果樹の研修を受け、隣接する農地で互いに協力しながら、ももとぶどうの栽培をする案件です。機械は貸付人から借りることができ、区域協議会では見守りながら育てていこうということで、問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号6番から10ページ7番の2件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 整理番号6番、7番について説明いたします。2件とも同じ貸付人で高齢のため、果樹に専念したいということで、借受人は現在、水稻を栽培しており、いずれも問題なしと区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	次に、報告を事務局よりお願いします。
農地係長	議案書11ページ、報告第1号から24ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	要望があるのですが、市が発注する土木工事の契約に関することです。今回の議案で一時転用の案件がありましたが、農地に作業所等を設置する場合は、農地転用許可の申請が必要ですと、事前に契約課に対して農業委員会から要望をしても良いかと思ひまして、協議をして頂きたいという要望です。
議長	事務局、お願いします。
農地係長	ご意見ありがとうございます。本来ならば工事請負業者が調べて手続きを進めないといけません、契約を発注する側に対しても手続きの必要性を周知していきたいと思ひます。
議長	栗原委員よろしいでしょうか。
1番	よろしくお願ひいたします。
議長	その他ございませんか。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	お願ひがあります。今回支給されたタブレットは調査した結果も、通信機能があるタブレットなのでオンラインで報告できれば便利だと思います。農業新聞に沢山便利な機能があるとの記事が載っており、これから機能を増やす計画があるのか、また、出来れば一人1台タブレットを支給してほしいと思ひます。
議長	事務局、お願いします。
農地係長	大変貴重な意見をありがとうございます。タブレットの機能をすべて活用するためには、タブレットとパソコンのシステムを連携させる必要があり、今は、共有で使用していますので、担当エリアの設定など勉強しながら、今ある機能を使えるようすすめたいと思ひます。
次長	本日、研修会を開催させていただきますが、中身の一つとしてお伝えするというようなことも検討をさせて頂きたいと思ひております。また、一人1台ということでお話がありましたが、来年度の予算要求をしております。
議長	便利な機能が使えるようお願ひします。
事務局長	タブレットの現地確認アプリは、農業委員会ですべて使っているシステムと連携しないと使えないような状況になっており、システム連携にはユーザー登録が必要なので、誰がどのタブレットを使用しているか、確定させてからお使ひいただくように、事務局で考えておりました。実際に使ってみて、使いづらい、アクセスしづらいというような意見もありますので、その辺も研究しながら、できるだけ皆さんの使いやすいタブレットにしていきたいと思ひております。

議長 武田委員、今後、順番にやっていくということで、良い方向に進んでいくと思いますのでよろしくをお願いします。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 IDを一人一人取る方法もありますが、タブレットから本人の情報をアップロードして使う方法もありますので、そちらの検討もお願いしたいと思います。

議長 その他ございませんか。ないようでございます。
これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
〔尾形会長代理より閉会の言葉〕

会長代理 慎重審議ありがとうございました。
これで、第6回総会を終了いたします。

(午後3時35分)

令和5年12月18日

これは、福島市農業委員会第6回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人7番 山岸 由美子

議事録署名人19番 武田 勇夫